

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 6 年度第 1 回芦屋市福祉のまちづくり委員会
日 時	令和 6 年 1 0 月 4 日 (金) 午後 1 時から午後 3 時
場 所	芦屋市消防庁舎 3 階 多目的ホール
出 席 者	委 員 長 藤井 博志 副委員長 松本 明宏 委 員 姫野 通子、岡田 雅代、池内 くみ、北村 広美、岩本 仁紀子 山本 弘美、富久 ちづ子、竹迫 留利子、笠谷 泰宏、埴山 陽子、 浅田 陽一、山田 弥生 欠席委員 吉野 哲夫、小川 智瑞子 関 係 者 第 1 層生活支援コーディネーター 寺岡 康世 第 2 層生活支援コーディネーター 寺岡 由記 関 係 課 こども福祉部福祉室生活援護課 阿南 尚子 こども福祉部福祉室高齢介護課 永田 佳嗣
事 務 局	芦屋市社会福祉協議会 山川 範、三谷 百香、宮平 太、針山 大輔、三芳 学、和田 真砂子、 青木 明日香 こども福祉部福祉室地域福祉課 岩本 和加子、吉川 里香、堂ノ前 貴洋、亀岡 菜奈、上月 祐紀
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者○人中○人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞
傍 聴 者 数	0 人（公開又は一部公開の場合に記入すること。）

1 会議次第

(1) 開 会

【協議会の成立について】

開始時点で委員 1 6 名中 1 4 名の出席を確認

(2) 委員委嘱

(3) 委員及び事務局の紹介

(4) 委員長、副委員長の選出

(5) 議 事

ア 地域福祉、地域づくりについて

イ 福祉のまちづくり委員会の位置付け

ウ 地域づくり実践報告

エ 各委員の取組

オ 意見交換

(6) 閉 会

2 提出資料

事前資料 1 第 4 次芦屋市地域福祉計画

事前資料 2－1 福祉のまちづくり委員会位置付け

事前資料 2－2 地域福祉推進協議会での協議経過

事前資料 3 中長期展開ビジョンに基づく地域づくり実践の進捗報告

3 審議内容

(事務局 吉川)

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回芦屋市福祉のまちづくり委員会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、まず委員の皆様への委嘱を行いたいと思います。本来でございましたら、市長よりお一人お一人にお渡しさせていただくところ、本日は机上に配付をさせていただき、委嘱とさせていただきたいと思います。

今回の委員の皆様への任期は、令和8年3月31日まで2年間となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長、副委員長の選出

(事務局 吉川)

委員長・副委員長の選出に移りたいと思います。本委員会の設置要綱第5条により、「委員会に委員長及び副委員長を置く」となっており、委員長及び副委員長は委員の互選により選出することとなっております。

委員長につきまして、立候補またはご推薦していただける方はいますか。

(岩本委員)

地域福祉推進協議会でも会長をしていただいております、地域福祉の研究をしておられる藤井委員にお願いしたいと思います。

(拍手)

(事務局 吉川)

岩本委員より藤井委員をご推薦いただき、皆様よりご承認いただきましたので、委員長は藤井委員に選任していただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

副委員長につきまして、立候補またはご推薦していただける方はいますか。よければ、委員長からご指名をいただけますか。

(藤井委員長)

芦屋市の社会福祉法人連絡協議会会長の松本さんをお願いしたいと思います。

(事務局 吉川)

委員長より松本委員のご指名がありました、皆様いかがでしょうか。

(拍手)

(事務局 吉川)

副委員長は松本委員が選任されました。よろしくをお願いいたします。

改めまして、藤井委員長、松本副委員長よりご挨拶をお願いいたします。

(藤井委員長)

今、市が地域福祉の改革をされています。その関係で特に地域づくりが非常に重要だということで、この福祉のまちづくり委員会が新たに発足しました。年に2回、皆さんと議論をし、日常的な連携を深めていき、芦屋市の福祉のまちづくりを皆さんとともに進めたいと思います。

(松本副委員長)

社会福祉法人連絡協議会は、兵庫県下で「ほっとかへんネット」という名前で活動をしています。芦屋市で約3年経ち、コロナの影響でなかなか活動できませんでしたが、今年度はかなり動いている状況です。社会福祉法人の連絡会ですので、分野を問わず、高齢者、保育の分野、障がいの分野、生活困難の方の分野など、様々な分野の法人が集まっています。芦屋市で25年ぐらい高齢者福祉に携わらせていただき、ご本人の問題から家庭の問題、経済の問題、ご自宅の環境の問題などがある中で、今回いろいろな団体が集まり、実現可能な新しい取組ができるのではないかと思います、今年度、実務者も活動をさせていただいております。

協議会の話もお伝えできればと思いますし、こちらの委員会のお話を協議会にフィードバックし、活動に生かしていきたいと思います。

(事務局 吉川)

ありがとうございます。ここからの司会進行につきましては、藤井委員長にお願いします。

ア 地域福祉、地域づくりについて

(藤井委員長)

今日は議事が5点あります。第一番目の地域福祉、地域づくりについては、資料を用意していますが、福祉のまちづくりを大枠で言えば、地域福祉における地域づくりを皆さんと一緒に審議し、共通認識をつくるということで、私から説明をさせていただきます。

あまり地域福祉そのものの詳しい話はしませんが、なぜ今地域福祉で地域づくりが問われているのかという、説明になります。

これが地域福祉の大枠です。地域の福祉ですから、まずは社会福祉の制度上の福祉と自発的な社会福祉の2つに分かれます。自発的社会福祉とは、地域住民による地域づくりやボランティア活動です。ボランティアは、言われてもしない、言われなくてもするという自発性に基づいて、いろいろな活動を行うという意味です。この中に企業や民間が入ります。ここが豊かでないといけません。

もう一つ、制度の福祉がどうしても関係します。日本の福祉の制度は、皆さんお気づきにならないかも知れませんが、縦割りです。高齢者福祉制度の関係をしている方が児童のことはしないですし、児童の方が高齢者福祉のことはしないです。とても縦割りで属性別福祉といい、国がこの法律を変えようとしません。なぜかという、縦割りだからです。

しかし、自発的福祉と制度の福祉が協働する領域があります。例えば、高齢者福祉で介護予防施策をしたいと制度的な福祉が思ったとき、ふれあいサロンが豊かに地域に自発的にあることがとても効果的です。そのような話で、住民活動と制度的ないろいろな専門職や行政の取組がうまく協働して、ここが膨らむことが福祉を豊かにしていきます。

ただし、悪いこともあります。過度に安上がりで住民に期待したり、住民が過度に要求したり、対立関係が起こることもあります。だから、目指すべきは、ここが良好な協働体制で、専門職や行政と住民が一緒にする、そのような領域が望ましいです。

実はここが地域の福祉ということでの大きな領域ですが、昨今、制度の狭間という言葉聞いたことはございますか。この縦割りの制度の中でこのような隙間が出てくる、また地域は、

家族が相手ですから、高齢者で言うと介護者のご本人で、こちら家族全体で見ないといけません、昨今よく聞く80歳の認知症の高齢者に50歳のひきこもりの息子さん、こちらは離れて見ることができない世帯で見えないといけません。しかし、法律はばらばらですが結ばないといけないのが喫緊の課題で、今、国は自治体の努力義務でここに横串を刺して漏らさない体制を取ろうとしています。これも行政の課題です。当日資料のP1、この1、2、3を合わせて地域福祉の領域ということになります。

なぜこのことが言われてきたのか、住民の活動や民間の活動は、先程の協働活動です。ここは専門職と住民、民間の協働活動で制度間の協働活動です。地域福祉は全部協働で、協働は目に見えません。

要するに、行政と民間、専門職の三者がうまく協働できている自治体は、どんどん制度の狭間も埋まりますし、皆さんが幸せだけれどもこの協働が進まない自治体はそのような問題が累積します。今後、ものすごく自治体間格差が出てきます。

今、何が課題かという、1980年頃から2040年にかけて、まだまだ高齢者社会、介護問題が出てきます。2040年は団塊ジュニアが65歳になった辺りがピークと言われています。バブル経済崩壊後、特に1995年あたりから氷河期時代が始まり、大学就職困難で就職できなくて、いろいろな生活課題を抱えられた方が50歳ぐらいになります。まさしく8050問題で、貧困拡大という意味では、女性の貧困や子どもの貧困、シングルマザーの親の貧困、若者層の貧困、氷河期時代に就職できなかった方たちは、これから貧困壮年層、高齢者層になっていきます。結構大変です。

この2つの社会経済的な問題がかぶさってくる中にもう一つ、2008年から始まった人口減少社会、人口減少になると、家族が縮小化していきます。今、単独世帯と呼ばれるのは、全世帯の中の38%ぐらいです。結婚しない男性が3割ぐらいになり、老老夫婦世帯、僕もその若手になっていますが、2人でひっそりと暮らしています。

単身化や家族の縮小化とは何かというと、家族や一人一人のニーズが増大することです。一人暮らしで高齢になると、周りが総合的に対応してあげないといけません。だから、今後ニーズが増大するのです。

ところが、これを総合的に支える担い手は、行政も専門職も住民も人口減少ですから少なくなります。ニーズは増えてくる、担い手はあらゆるところで少なくなる、このギャップをどうしていくのが日本の課題だと言われています。結論的に単純に言うと、みんな協力し合って協働しないといけません。

社会的排除という言葉聞いたことがありますでしょうか。要するに、社会の社会保障やいろいろな仕組みから、就職できないことによって排除されていくという事で、フランスから始まって、ヨーロッパの近代的な一番の課題になっています。

その中で、並行して社会的孤立です。社会的孤立は、つながろうと思ってもつながれない人。相談相手がいない、1週間誰とも話していないなど、1人でいたい自分の決定ではなく、つながろうと思ってもつながれない人です。

社会的な要因で、2012年の高齢者の国際統計で、世界一社会的孤立度が高い国は日本です。日本でも地域の中の孤立の問題は結構深刻です。

各分野の福祉が地域との関係でどのような状況なのか。高齢者福祉は、皆さん高齢者になりますし、認知症になるので、認知症の方に対しての理解度は早いです。

ところが、例えば福祉は民生委員がすればいいと民生委員に任せる地域や、地域で一人暮らしの高齢者は関わるが、要介護者は施設や専門職に任せたらいいという地域だと、福祉性が低いということです。

何も住民が担い手になるという話ではないです。人として関わるというところ、気にかける関係性という意味で、要介護者なら専門職に任せたらいい、ひどい地域では、そういう人を「あっちに行った人」のような表現をする地域もあります。芦屋市はそうではありません。

例えば、児童福祉も地域は親和的ですが、社会的養護、いろいろな課題を抱えた児童は、個人情報関係で行政も関係者も情報を出せないから、地域となかなかつながれずに結果的には専門職や行政の中だけで抱え込んでいます。

もっと進んだ地域は、難しいですが、地域は地域で気にしています。ところが、全然つながれなくても、もしうまく学校と行政と地域が協働できれば、一気に予防的になります。あまりいい表現ではないですが、黄信号と赤信号の子がいて、赤信号になる前に黄信号、もっと白に近い形の黄信号で地域が関われば、予防的になりますが難しいです。

障がい福祉は、少し辛辣な言い方をすると、地域は差別・偏見から出発します。高齢者福祉と真反対です。

このような人がいました。親の介護のときは、誰彼となく近隣は声かけてくれたけど、発達障がいでも10年ひきこもりの息子のことは誰も声をかけてくれない。こういう中で孤立が起こっています。同じ地域でも属性で偏見・差別がなかったり、偏見・差別があったり、仕組みの中でうまく地域と専門職や行政が協働できないことがあり、これを克服していかないと大変な状況になるという課題があります。

そのような中で、福祉のまちづくりと一般の地域づくりはどんな関係があるのか、いろいろな当事者が地域の中で孤立をしています。目標は、要援護で障がいを持とうが持たまいが、人として普通に生活して暮らしていけるような世の中を目指したい、孤立している当事者に関して、再び地域の中で関わっていく。

その中で、専門職が「断らない相談」や「寄り添う伴走型相談」と国が言っています。そういう専門職のしっかりした対応とともに、専門職だけでこの人は世の中に関わることはできません。世の中に関わるというのは、一般社会の人たちと関わるということです。福祉に理解ある住民がいて、この人が専門職と理解のある住民とともに社会参加していく、これが福祉で言う支援になるわけですが、福祉に理解がそこまである人は、全住民の1割か1割5分いたらすごくすばらしいのではないですか。

多くの人は自分の幸せを求めています。当たり前の話です。そのときに自分だけの幸せを考える人が多いか、みんなと一緒に幸せになりたいと思う住民が多いかによって、全然違います。まちづくりが目指すのは、みんなで幸せになろうよというまちづくりです。

従来は、福祉に関心が高い民生委員や福祉推進委員、ボランティアさん、そういう人たちが福祉のまちづくりを考えてきたけれど、地域そのものが、少しひどい言い方をすると底割れしつつある中で、まちづくり全体が、みんなで幸せになる、つながり直しをするという地域をつくらないといけないので、地域福祉とまちづくりが一体になって進めることを考えていかないといけないです。この委員会は、そのためにあり、この2つのベクトルそれぞれの立場で考えていただくということです。

そのときに、行政、事業者、地域は、この時代とても変革期なので、改革という意識を持てるかどうか。

福祉の制度上では、1990年に一大改革があり、介護保険に象徴されるような制度上の二大改革が2000年にありました。今回の改革は、社会経済状況が激変していく、人口減少社会の進化、高齢に向けてのものです。

だから、協働を高めていくということですので、目に見えない改革です。行政職員も、担当者は必死に考えているけど、全員行政職員が必死に考えているかというと、どうでしょうか、住民もみんなどうか、のような感じです。

行政は横断的連携ができ、住民と協働できる職員養成と体制づくり。福祉の専門職は、法律の縦割りで縛られていますから、やはりそこを飛び越えてほしいです。横断的連携と、住民と協働できるワーカー養成と体制づくり、これは行政と福祉専門職が一緒に取り組むことです。

企業さんは、勝手なことを言います。多様な人が勤められる、人口減少社会の中で、雇用形態の構築が一番の社会貢献と僕自身は思っています。

地域も変わらないといけません。ここが課題です。社会的孤立からの新しいつながり直し、多世代共生と多文化共生というテーマです。

もう一つは、自治会やそういう地縁型の団体と、テーマ型のボランティア型の団体が共存するか。無理やりくっつかなくても共存するか、連携するか、要するにお互い認め合って、地縁型とテーマ型がうまく地域をつくっていきこうよという時代になっています。生活や地域をつくることを仕事にしていく地域内経済循環ができる地域づくり。一番分かりやすいのは、居場所と拠点、そこからつながり直しで地域をつくっていくということです。それとともに地域というのは、行政や福祉専門職をしっかりと地域に引き入れていく仕組みづくりを地域でつくっていく。これらが、私が考える福祉のまちづくりの地域の課題ということです。

最後に、共生社会をつくるまちづくりで考えられることは、これまでの住民の担い手感からの転換が必要です。

70歳か75歳ぐらいのすごく地域を引っ張ってこられた方の全部の責任を担ってする地域づくりは、その下の60歳か65歳ぐらいの人は思っていないです。そんなことできない。ですから、担い手になるのを避けて、新しい形になります。

すなわち、人口減少の中では、すごく責任を持った担い手感から脱していかないと、地域を支えられないということです。

先ほどの多世代共生、多文化共生です。子どもから障がい者、高齢者、外国人もみんな参加できるような地域づくりです。資料P7に「当事者は社会の変革者」と書いていますが、重い障がいのある方たちがしっかり地域の中で暮すことによって、みんなが暮らしやすい世の中になるということです。地域の中で大変な状況の方がしっかり地域の中で生きられるということが、みんなが住みよいまちづくりになります。

松本副委員長は施設の管理者ですが、この地域福祉の中には入所者も入ります。入所者も地域住民です。それを含めてということです。地域づくりを小さな仕事にするなど、ここはそういったことです。

もう一つは多世代共生ですが、その中で今は爆発的に地域の方たちは子どもに関心があります。やはりこの少子高齢化の中で、一般のまちづくりもそうです。子どものことは誰も反対しなくて、未来があるからみんな元気になるからです。そういう意味では、この話の中で子どもが焦点になり、特に若い世代の方たちが子どもから参加していくということを含めて、子どものことは特に重視したほうがいいと思います。

話が長くなりましたが、このような背景の中で、皆さんのご審議が始まるということです。

それでは、本日はこの委員会の全体概要の説明というところが大きいと思いますので、福祉のまちづくり委員会の位置づけについて、説明していただきたいと思います。

イ 福祉のまちづくり委員会の位置付け

(事務局 亀岡)

事前資料としてお配りしております地域福祉計画冊子の19ページをお開きいただいて、ご覧いただければと思います。

芦屋市では、この計画に基づきまして地域福祉の推進に取り組んできておりますが、基本理念を「みんなの参加と協働により、誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めていく」としておりまして、その推進の目標として3つ、1 多機関の協働推進、2 参加の推進、3 共生のまちづくりの推進を設定しております。

それを図示したものが20ページです。見開きを開いてご覧いただければと思います。ここでは先ほどの3つの目標に対応する20の施策というのを記載しております。

一番右の地域づくりの推進という目標の上に、少し濃い色で記載のある「地域福祉推進協議会」を改名したものが本日の福祉のまちづくり委員会となっております。この委員会では、推

進目標の2つ、地域づくりの推進と参加の推進にまたがって実施していく様々な取組について、委員の皆さんも取り組まれている地域活動を通しての視点や、地域で暮らす1人の市民としてのご意見を含め、様々な角度から参加支援や地域づくりについての取組について、お話し合いをしていけたらというふうに考えております。

それでは、続いて事前資料2-1をご覧ください。

先ほど地域福祉計画におけるこの委員会の大きな位置づけについてご説明しましたが、続いて、令和4年度より地域福祉の取組をベースとして、一体的に進めている重層的支援体制整備事業も踏まえながら、もう少し具体的にこの委員会についてご説明いたします。

重層的支援体制整備事業は、この図でいきますと丸を3つ重ね合わせて示している部分で、左側から相談支援（多機関協働）と参加支援、地域づくり（まちづくり）を一体的に進めていくことを目的にしております。先ほどの地域福祉計画の3つの推進目標とも重なる部分ではありますが、まちづくりを含めた地域づくりとして、地域の様々な人たちがつながってネットワークを広げていくということが大切であること、また専門機関による相談支援、多機関協働の体制整備も重要であること、最後にその間で、社会の中で孤立している人などが地域に参加できる土壌や仕組み、場をつくっていくことの3つが重要であるという観点から、地域福祉の取組をベースに重層的支援体制整備事業に一体的に取り組んでいます。

その中で、福祉のまちづくり委員会は、地域づくりと参加支援の両方に関わる場所に位置しており、地域づくりと参加支援を中心に、地域の皆さんが地域活動の見守り、話し合いの中でやってみたいと思っていること、課題だなと感じていることなどについて共有して、市や専門職の考える地域づくりについても協議していくことができるように進めていきたいというふうに考えております。

福祉のまちづくり委員会については、住み慣れた地域で孤立することなく安心した生活を営めるように、多様な主体による協働を促進し、地域福祉を推進していくとしておりまして、その所掌として3つ記載しております。

1つ目の地域福祉のネットワークの充実に関することについては、地域で安心して暮らしていくことができるまちづくりに向けて、地域住民による見守りや、支援が必要になったときに早期に専門職につながるといった地域住民同士のつながりや、地域と専門職のつながりといった地域の中でのネットワークの充実も重要ですし、全市的なネットワークについて考える必要があると考えております。

2つ目は、地域福祉における多様な主体との協働促進ということで、専門職と住民の方との連携はもちろんですが、委員の皆さんのように地域の中には様々な活動をされている方がいらっしゃると思いますので、そういった方同士がつながることで、地域福祉に関わっていただく方の裾野が広がり、新たなネットワークが広がって、協働促進が図れるような会議体になっていきたいと考えております。

3つ目は、地域・公益事業・専門機関と住民意見に関することということで、専門職と住民との連携については先ほどご説明したとおりですが、この地域公益事業というのは、社会福祉法人の事業の中で余剰金が出た際に、何か地域に関係する事業をしようとなったときには、その内容について諮る場が必要となりますので、それなら地域のことを話し合う場をそういった場にするのがいいのではないかとということで、所掌の1つとさせていただいております。いずれにしても、地域を中心に据えたネットワークや連携を促進させていくことをこの委員会の所掌というふうにしております。

ここで少し、福祉のまちづくり委員会の前身である地域福祉推進協議会についてもご説明させていただきます。

元々は、地域福祉推進協議会が広く地域福祉の推進を進めるという立ち位置で、住民の方に一番身近な地域の福祉課題から、幅広い分野の調整や福祉的政策など、多岐にわたる内容について協議を行っていましたが、それぞれが抱える課題や何かに焦点を当てて議論するというこ

とが難しく、またそこから地域づくりを広げていくといった取組の展開の難しさなどがありました。ですので、それぞれの機能を整理しまして、相談支援や多機関協働といった専門機関が連携・協働・検討する場として、多機関協働推進委員会を設置し、またまちづくりを含めた地域づくりに焦点化して話し合う場として、福祉のまちづくり委員会を設置し、必要に応じて両委員会においても連携をすることで、一体的に重層的支援体制整備事業に取り組んでいくことというふうにしております。

また、地域福祉推進協議会を福祉のまちづくり委員会に改名するに当たりまして、申し送り事項があります。それぞれの申し送りに対して、先ほどご説明した所掌と対応する番号を記載し、併せて取り組んでいきたいというふうに考えております。

これまでの地域福祉推進協議会における協議につきましては、事前資料2-2でお配りしておりますので、またご参考にしていただければと思います。

(藤井委員長)

ここは重要なので、十分に皆さんにご理解をいただくことが重要だと思います。何かご質問ございますか。何を質問したらいいかわからない、そういうことですね。重層的支援体制整備事業とは何でしょうか。

(事務局 亀岡)

重層的支援体制整備事業というのは、地域福祉計画の2、3ページをご覧ください。

包括的な支援体制といいますか、先ほどの先生のお話にもありましたように、制度や分野の縦割りなど、そういったものを越えて地域を丸ごと支援していくために必要なものは何かということで、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行っていくことが必要なのではないかということで、3つの支援を重ね合わせながら支援をしていくことができるような体制を整えていこうということで、令和4年度から開始しているものになります。

(藤井委員長)

分らないですね。国の施策の動きが分らないと皆さんの位置づけも分かりづらいと思います。制度の狭間の問題がたくさん出てきていると言いました。そして、国のほうは、それを包括的に支援して、そのような問題に対応していきましょうという仕組みを包括的支援体制と国は呼んで、全国の自治体に対し努力義務化しました。

しかし、それはあくまでも努力義務ですから、やる気のある自治体は、やりやすいような、事業を国がつくり、今それに基づいて事業をしている自治体が全国の一、二割あります。それが重層的支援体制整備事業という事業です。

重層的支援体制整備事業というのは、事前資料2-1の福祉のまちづくり委員会の位置づけのこの図そのものです。重層的というのは、それをするのに3つの支援を重ね合わせましょうと。それがこちらです。地域づくりを支援して、地域を福祉のまちづくりにしていき、一般のまちづくりと融合しながらやっていきたいと思います、これが地域づくりに向けた支援といいます。

それともう一つは、左側です。先ほどの断らない相談、要するに狭間を生まない体制をつくりましょう。簡単に言うと、総合相談のような相談支援というものです。

大きくは、右側の地域づくりの支援と、左側の相談支援のこの2つを合わせましょうと。これは、当日資料の図の自発的な社会福祉を豊かにするのと、縦割りをなくしましょうというのと、全く交互しますが、その中で分かりづらいのは、真ん中の参加支援です。

地域づくりの支援と相談支援と参加支援、この3つを重ね合わせましょうということです。この参加支援は何かというと、先ほどの孤立の問題です。社会福祉の相談支援や支援の目

標は、その人たちが社会の中に関わって生きる、要するに社会参加の支援をしましょうという、相談支援の支援を社会参加の支援ということで明確にしたのですね。そちらが真ん中です。

芦屋市のいろんな福祉の相談支援の人が、いろいろな対象者の人の相談支援に乘ります。一番分かりやすいのは、ひきこもりの方が再び地域の中に関わっていく社会参加支援をしましょうと。それが左側の相談支援から参加支援に関わる部分です。

ところが、ひきこもりの方の社会参加の支援をしましょうといっても、実際にそこで受け止めてくれる職場や、仕事づくりの場など、そこまでいかなくても居場所、その人の居場所がなかったら、いくら社会福祉の専門職が個別支援をしても、社会参加する場所が無いと参加支援できません。それがこの地域づくりと参加支援が重なるところです。だから、参加支援が真ん中にあり、相談支援と重なる部分と地域づくりに重なる部分になります。

また、先ほどの総合相談を考えていきたいと思いますというのは、多機関協働推進委員会という左側の委員会です。一方で、地域づくりのほうで、孤立しないようないろいろなまちづくりや居場所や、拠点なども含めて考えていきたいと思いますというのが私たちの福祉のまちづくり委員会です。

この2つの委員会で、芦屋市は先ほどの包括的支援体制や具体的な事業の重層的支援体制整備事業を進めていきたいと思いますという仕組みの中で、新しく今年発足しているということです。

福祉のまちづくり委員会で（１）、（２）、（３）という役割があります。（２）、（３）は分かりやすいです。（２）は地域福祉における多様な主体の協働促進に関すること。要するに多様な主体です。この範囲は、地縁団体とテーマ型のボランティアのような団体、それと生活協同組合や企業、社会福祉法人、地域のこういうことに関わるまさに多様な主体です。だから、あまり連携先を限定しない、こういう趣旨に賛同してくれて、まちづくりに関わるところはあらゆるとと連携していきたいと思いますというようなことを考えるのが（２）です。

（３）は、その中でも特に地域公益事業、専門機関と住民の連携に関することは、その中でも福祉の専門機関、松本副委員長のところのような社会福祉法人や、民間、行政職員、専門職の方と私たち住民が、どう協働できるかということを考えましょう。行政や専門職を地域に引き入れる地域の仕組みをつくるということです。

少し抽象的で分かりにくいのは、（１）の地域福祉のネットワークの充実に関することでも私たちの委員会の目的になりますが、この地域福祉のネットワークとは何でしょうか。説明をお願いします。

（事務局 吉川）

（１）地域福祉のネットワークの充実というのは、福祉の視点を持って関わってくださる人たちを中心に置き、その人たちと専門職、行政、活動している方たちのつながりが豊かになっていくことによって網目が細かくなっていき、制度の狭間や、こぼれ落ちる人々を救う、支援することができる場所に持っていったらということで、地域福祉のネットワークの充実に関することということで上げさせていただいています。

具体的にこれをしてもらったら（１）が達成できますということではないですが、このようなどころでお知り合いになっていただいて、日々の活動で顔を合わせる中で、気になる方がいたらその方のお話を聞いてもらって、それなら市役所に知っている人がいるから相談してみるわと言うことで、一緒に訪問することができたり、そんな人がいたら自分の知っている居場所に声をかけてみるわ、とつなげていただいたり、それぞれの持っている力だけでは解決できなくても、ネットワークを使うことで、その人の支援が豊かになるようなことが実現できるというということで、（１）を掲げさせていただいているものになります。

(藤井委員長)

私の話の中で、いろいろなところと協働することは目に見えなくて、ここは市町村格差になる時代ですよと、そのことを言っています。ネットワークというのは協働ですから、具体的なイメージでは、住民と事業者、企業と行政の様々な組み合わせの連携です。具体的には、連携の場だから、何とか会議みたいになるわけです。

もう既に芦屋市はいろいろな連携の場がありますが、それが上手く連結していく図がこれからより上手くつながっていくと、会議と会議や、組織と組織がよりつながって、そこにいる人もつながっていくというようなイメージです。少しそれ自体が茫洋としていますが、イメージとしてはそのような感じですよ。

つまり、みんなつながっていきましょうよ、つながりをつくっていきましょうという、大ざっぱに言えばそういう話です。福祉のまちづくり委員会の位置づけでご質問がある方はいらっしゃるのでしょうか。最初なので、だんだん分かっていくということにいたしましょう。

(北村委員)

福祉の対象という言い方が適切か分かりませんが、分かりやすい言い方で言うと障がいをお持ちの方や高齢者の方、その既存の枠組みが、例えば役所で言うと担当部署というのがあると思いますが、そういうものが今現時点でないものに対しては、ファーストステップはどういうところが受け入れるのでしょうか。

例えば、外国人に関することで言えば、最初にご説明いただきました、縦割りが初めから横につながっている状況で、例えば、外国人の方が来られたら、障がいのある方でも、外国人のことはといって一通り投げかけが来たりするのですが、そのあたりが地域差もあると思いますが、既存の窓口がようやくできてきたかなという感じがします、ない場合はまずはどこにどうすればいいのですか。

(事務室 吉川)

芦屋市の目指しているものとしては、既存の窓口に来られた中で、もし自分のところの担当ではなくても、一旦はお受けしてお話を聞いていただいといるところを一番目標にはしていますが、芦屋市では、福祉センターの中に総合相談窓口というものを設けているので、どこに相談したらいいか分からない時は、そちらにご相談くださいということ周知をさせていただいております。

ですので、先ほどから出ておりますひきこもりの方で、例えば、40～50代のひきこもりでどうしたらいいですか、というご相談のときに、高齢者でもないですし、障がい者手帳を持っておられるわけでもないで、どこに相談したらいいのかなという場合には、窓口としては、総合相談窓口に来ていただくということを原則的に整えさせていただいています。

(藤井委員長)

よろしいでしょうか。

(北村委員)

はい。

(藤井委員長)

ただ、漏らさないということで、そこが解決できるとは限らないわけです。解決能力があるわけではないですから。だから、解決に向けてするのは、協働で少しずつ埋めて実態をつくっていかないといけないので、そこに入ったから全部解決できますではなく、みんなが穴を埋め

ていく、そういう仕掛けやまちづくりをしていかないといけないというところが大変で、最低漏らさないというところから出発しているということでしょうか。

よろしいでしょうか。そういう理解もしながら、私たちが考えられることをしていきたいと思います。それでは、地域づくり実践報告をお願いいたします。

ウ 地域づくり実践報告

(事務局 針山)

私からは、事前資料3をもとに、主にこの半年間ぐらいをかけて、社会福祉協議会として地域づくりの実践してきたことについて、簡単にご報告させていただきます。

まず、事前資料3の表ですが、先ほどずっとお話に出ていました地域福祉計画、これは市が作成しているものですが、この地域福祉計画と連動する形で、社会福祉協議会も地域福祉推進計画という計画を立てております。その計画が2022年、令和4年度から2026年、令和8年度までの5カ年の中長期の計画になります。この表は、この5年間に具体的にどんなことを取り組んでいくのかということについて、令和4年9月に前身である地域福祉推進協議会の中でご説明した時点で作成している計画です。ですので、今からご報告するのは、2023年度、令和5年度の後半ぐらいから、令和6年度の前半ぐらいまでのところの一部をご報告するという形です。

では、まず小地域福祉活動です。小地域福祉活動につきましては、私ども社会福祉協議会としては、一番基盤となる活動だというふうに考えておりまして、その中で大きく2つの取組を重要と考えています。

その1つが(1)地区福祉委員会です。今日も山本委員にご参加いただいておりますが、市内の9か所に設置されている地区福祉委員会の推進です。もう一つは、(2)福祉学習です。

まず、地区福祉委員会につきましては、下に表がありますが、4年度に、委員の改選などもあり、委員会の手引きも改正し、新たな組織として出発しているところですが、特に私ども社協として力を入れたのは、(1)の①です。

9つの委員会を束ねる形で、正副の代表者会という会議があります。ここの中で各委員会での取組や意見交換を活発にさせていただくことで、結果的にはそれぞれの委員会が非常に活発になっていくというふうなことを推進してきました。

社会福祉協議会の中に地区担当のワーカーと生活支援コーディネーター、芦屋では地域支え合い推進員と呼んでいますが、ここの2職種が市内に配置されていますので、そこが地区福祉委員会のデザインをしておられる役員会に参加させてもらう形で、関わりを密にしています。

それから、地区福祉委員会もいろいろな活動をしていただいておりますが、コロナ禍でしばらく地域の高齢者の集いや、高齢者の方の訪問活動などは休止していたのですが、皆さんに積極的に活動していただくことによって、随分復活しています。この中で、今まではまだ何となくしないといけない、昔からしていたからというふうな形で前例踏襲でしたが、一体これはどういうことを目標にしようかなど、この中でどんなことに意味があったのかというふうなことを皆さんに積極的に議論していただく中で、PDCAで回るような運営になってきていると見ております。

そして、旬の言葉でもありますヤングケアラーやこども食堂、地域食堂等についても、これまであまり扱われなかったのですが、地区福祉委員会の中で皆さんの関心が非常に高まっていて、研修や意見交換をする場になっています。

そして、福祉学習については、幼稚園やこども園等、市内6か所だけですが、岡田委員のような当事者の方に講師として出向いていただくような形で実施しております。

課題としては、先ほど藤井委員長のお話にもありましたが、地区福祉委員会と民生委員さん

は、組織立って地域で活動していただいています。それとは別に、テーマ型の方と地縁型の活動をしている方がうまく交じり合うようなことをこれからも推進していけたらいいなと思っています。

次のページに、生活支援体制整備について、記載しており、狙いは大きく2つあります。

いろいろな主体の人、いろいろな活動者が、それぞれの活動を推進していくことの後ろ支えをするというのが社協の役割だと思っておりますので、それが1つ。もう一つは、人と人、人と場所がつながる仕組みを何とかできないかということが我々の課題ですので、それについて記載しているものです。

テーマによって関心のある人たちに集まっていただいて、そこで交流を生んだり、新しい事業を展開したりというふうなことを取り組んでおります。説明は以上です。

(藤井委員長)

ありがとうございます。行政からは、行政施策としてご説明いただき、引き続いて地域づくり実践報告として社会福祉協議会からご報告いただきました。

社会福祉協議会は、地域づくりのためにできた団体で、社会福祉の協議体、要するに話し合う団体、みんなをつなげていく団体として戦後発足していますので、行政とパートナーシップを組んで、この事業を進めていくという意味では、この福祉のまちづくり委員会と密接に絡み合うということです。

小地域福祉活動とは聞き慣れない名前だと思いますが、小地域というのは、住民が日頃の日常生活の中で問題に気づいたり、協力し合ったりできる小さい圏域のことです。具体的には、芦屋では自治会域であったり、広くて小学校区域までのいろいろな団体が連携をして、住民も日頃の暮らしの中で気づいたり見守りを自然にできたり、そのような活動を小地域福祉活動と言い、伝統的に基盤の組織として地区福祉委員会という委員会が主に担っておられるというご紹介でした。

もう一つ、生活支援体制整備、これも聞きなれない言葉ですが、この委員会に密接に関わる制度事業名です。介護保険制度で要援護者を支えようとしても、その家族や地域がガタガタになっているから、介護保険の予算で何とか補修しないと介護保険サービスも機能しなくなるということで、介護保険制度の中でそういう地域づくりをやりましょうというのが生活支援体制整備事業です。

高齢社会だから高齢者だけを対象にするのではなく、高齢者も子どももいろいろな関係の中で生きているので、例えば、こども食堂が盛んになれば、そこに喜んで高齢者が参加してボランティアしていると、その場が、高齢者が元気になる場になるような、そういう意味では、普遍的に地域づくりを生活支援体制整備というところでやっていくという事業のご紹介であったということです。

そのときに皆さんと一緒に考えていく職員として、行政の地域福祉課の担当職員、社会福祉協議会の職員、この社会福祉協議会の職員の中に地域担当がいるわけです。それと生活支援体制整備の中では、地域支え合い推進員というワーカーがおられ、私たちの審議とともに、そのワーカーが地域づくりの中で支援していくということです。職員を紹介いただけますか。

(事務局 針山)

芦屋市の地域支え合い推進員は、聖徳園さん、喜楽苑さん、アクティブライフさんにそれぞれ一人ずつ配置されていますが、社会福祉協議会には2人、地区担当のワーカーと兼務の地域支え合い推進員がおり、「一層」と言いまして全市域の担当者、もう一人が精道圏域を担当しております。

(藤井委員長)

地域づくりに関する人で、「一層」という分かりづらい表現がありましたが、全市的に取りまとめて対応する役割の人と、制度上で国が言っている「二層」、要するに、中学校区域で、ここと言えば、地域包括支援センター、中学校区域で担当されている方で、そのエリアの自治会域や小学校区域、そこのサロンや地区福祉委員会のようなところで関わっていくということで各圏域に配置されています。

要は、福祉の専門職で考えると、相談支援やサービスをする職員がいます。この人たちが地域と密着して働いてもらわないといけないことを考えることが1つと、今ご紹介した人は、相談支援ではなく地域づくりそのもの、住民活動そのものと連携していく職員であり、福祉の職員でも2種類あると頭に入れておいていただければと思います。

今、社会福祉協議会の活動がありましたが、当然この中にボランティアなど、いろいろな活動が生まれていますので、その人たちと多様に連携していくというイメージです。つまり、自治会域とか小学校区域ぐらいをエリアにして活動される方と、全市的に活動される方もおられ、全市的にもまちづくりなので、私たちは両方を視野に入れて考えるということです。

ということで、今日は、ご審議いただく前段で、行政と社会福祉協議会のご紹介を説明いただきました。説明が続いて申し訳ありませんが、それぞれの活動をご報告されるときに質問していただいて、深めていただければと思います。

最後、各委員の取組と意見交換という議事がありますが、意見交換をする時間がなくなりました。最後に一言ずつ、皆さんが何をされているかということと、この委員会への期待や話したい課題を兼ねた自己紹介をしていただければと思います。

エ 各委員の取組

(姫野委員)

芦屋市老人クラブ連合会は、会員が2,500人で、芦屋市には45の老人会があり、町ごとに活動をしており、その活動報告を芦屋市老人クラブ連合会と連携をとり合ってやっております。芦屋市老人クラブ連合会は、毎年、ウォークラリーや輪投げ、ダーツなど、年に6回ほど、各町から100人余り集まり、お話をしながらゲームを楽しんでおります。

また、サークルが11ぐらいあり、麻雀やフラダンス、大正琴、折り紙教室などのクラブにもたくさん入られて、楽しんでおられます。

80歳前後ぐらいから、90歳を超えても参加されており、楽しく過ごされております。皆さん生き生きとされており、家の中でじっとしているよりも、外に出て楽しい時間を過ごすということは健康につながりますし、長生きにもつながっているように感じております。高齢者の仲間づくりや健康増進に力を入れて取り組んでおります。

(藤井委員長)

ありがとうございます。老人クラブの三大活動に社会活動がありますが、またそういうこともご紹介いただけたらと思います。

(池内委員)

芦屋市愛護委員会は、各小学校区8班に分かれて、200名ほどで活動しています。主に小中学校のPTAから選出されていますが、先輩保護者で40年ぐらい続けてこられている方がいます。多世代にわたってお母さんたちの情報交換など、月に1回、班集会を行い、昔の子育てから、現在、未来に向けての子育ての話もやっている感じです。

今回、福祉関係に子育ての人間が入ってどういことを話せばいいのかと思っていましたが、今日勉強した中で、参加していただければありがたいことで、最近は共働きの方が増えて

いるので、早朝に子どもが1人になってしまう時間ができてしまうので、神戸市とか大阪では、どんどん早朝の登校が進んでいますが、ぜひ芦屋市でも地域ぐるみで、早朝の登校児童を学校で見守っていただければありがたいなと思っており、この機会に福祉関係の高齢者や、地域の福祉のつながりの方が、そういう場所に出てきていただければいいなと思っております。

(北村委員)

多文化共生センターひょうご代表の北村と申します。

私自身は、阪神深江駅の近辺を拠点に活動しています。外国の方の相談対応をしているときに難しいのが、行政区と外国人の居住などと、動きが一致しないということです。

というのは、この辺りと言うと阪神電車沿線、昔は川沿いにまちが栄えていましたが、それが今、外国人も阪神電車沿いに職場、居住地があるような状況で、西は灘区ぐらいから、東は芦屋、西宮、尼崎、西淀川区ぐらいまでがコミュニティという感じで動いているので、そのあたりが行政とやるときの1つ難しさでもあり、逆に民間だから行政が担えない部分、例えば市外の方ということになると、民間の立場でおつなぎするというのもやっております。

21日に分庁舎で講演させていただいたときのデータでは、芦屋市は9万2,000人ほどの人口で、そのうち2,000人が日本国籍ではないという外国の方だそうです。今非常に増えているのがネパール、バングラデシュ、ミャンマーの方などで、いずれもあまり英語が通じず、倍々で増えているという感じで、支援が追いついていないというような形です。特に言語という意味でのリソースも限られていますので、いろいろなところが協働してというか、通訳者は取り合いになっているような状況なので、支援している人を何とか支援する側まで育成したいというのがあります。

障がい者のところでもありましたが、差別の対象になることも多いです。今日チラシを持ってきましたが、10月27日に多文化フェスティバルがありますので、よかったですらお越しください。ボランティアチラシですが、まだ募集していますので、よかったですらご参加ください。ありがとうございます。

(岩本委員)

民生児童委員協議会の岩本です。よろしくお願いいたします。

資料として、「芦屋市民生児童委員協議会、芦屋市版活動強化方策」をお配りしておりますので、ご覧ください。

活動強化方策は、平成29年8月に、民生委員制度100周年のときに全国版が出来ましたが、それを受けて地域でつくってくださいという指示がありましたので、芦屋市で手を挙げ、6年かかってやっと出来上がったものです。9つのブロックの皆さんにアンケートをし、年2回ほど、どういうふうにつくっていくか意見交換をしました。地域のつながりや、先ほど委員長がおっしゃったように、民生委員も地域のつながりを強化していくということを一番に上げております。

今年1年、ブロックごとに、どこを強化して活動しようかということを経験して、各ブロックで決めてもらいました。その結果、民生委員を地域で知ってもらうこと、民生委員の活動を知ってもらうことが一番ではないかという意見が多かったです。

民生委員ってどんな人なの？という質問が多いので、今年は各地域で、それをスローガンにして活動していきたいと思っております。

もう一つ付け加えたいのは、先ほど制度の狭間にある方をどうするのかとおっしゃっていましたが、民生委員活動で年1回、福祉を高める運動をしています。それは各地域の民生委員が、気になる人たち、それこそ制度の狭間の人たち、こういう人がいるけどどうすればいいかということを経験して、行政の方や関係機関をお招きして、協議して解決策を求めています。解決できないときが多いのですが、そういう報告もしております。以上です。

(山本委員)

打出浜地区福祉推進委員をしています山本です。

地区福祉委員会というのは、芦屋市内で9地区あり、各小学校区を中心に動いています。私たちが始めた頃は、高齢者を対象ということで、食事会や居場所づくりなどをやってきましたが、現在は、高齢者だけではなく、子どもたちが気になるという話で、各地区いろいろな形で考えてやっています。

地区で考えると、打出浜は自治会と一緒にやっていくのがやりやすく、春日と打出は、春日公園でお花見や盆踊りなど、盛大にされていて、そこに多世代の多くの人が集まり、また、東南海はもともと世帯数が多いので、子ども神輿やラジオ体操など、100人以上参加されています。

そのほか、居場所づくりや生きがいデイをやっていますが、そこに出てこられない方、なかなか地域に出てこられない方もいらっしゃいますので、打出浜地区では、79歳以上の方の高齢者訪問を年1回実施しています。

今の課題は、私が始めて30年になりますが、私たちの仕事を引き継いでいただく方、次の世代が生まれません。これは自治会もそうですが、若手の方の地域を思う心が大きな力になるので、そこをどううまく持っていくのかというのが今の課題です。私たちが楽しく活動することを見てもらえたらなと思っています。以上です。

(岡田委員)

芦屋市身体障害者福祉協会の岡田です。芦屋市身体障害者福祉協会は、視覚障がい、聴覚障がい、私のような身体障がい、それから内部障がいの4つの部門が協働で活動しております。いろいろな障がいの人が1つの団体で活動するというのは珍しくて、大きな市町であれば、車椅子の方ばかりの団体、視覚障がいの方ばかりの団体になることが多いですが、芦屋市はそれほど人口も多くないためか、この団体全員でも100人程度なので、一緒に活動しております。

それによって、同じ障がい者でも、一緒に活動することによる気づきがたくさんあります。例えば、目の見えない方がスマホを触っていらっしゃる、とても速い音声で声を出して触っていらっしゃるのを間近に見ると、「スマホ触れるんだ」「パソコン触れるんだ」ということを肌で感じるができます。やはり、障がい者理解というのは、実際に目の前でその方が生活している様子を感じるというのが一番だと思っています。

我々、身体障害者福祉協会では、目が見えなくてもピアノが弾ける方やお話が上手な方、タレント性を持った方などたくさんおられて、社会福祉協議会さんの福祉学習に参加させていただいております。

福祉学習では、子どもたちに障がい者を理解してもらい、考えてもらうということも大事ですが、実は、我々にとってもすごくありがたいステージで、今まで生活していて、大変だったことや、少し違うなと思っていた部分をどんどん発表できる場になります。

それは、当日資料の最後の「共生社会をつくるまちづくりで考えること」、1行目の「みんなが少しずつ役割をもつ」こと、障がい者もケアされる側ではなく、一緒にコミュニティに巻き込んでもらって、どんどん活用してもらって、一緒に地域づくりができないかな、したいなと思っています。だから、この会議でも障がい者を活用して、座っているだけではなく、意見を聞きながら考えていける、そんなことができてきたらいいなと思っています。

(山田委員)

こども福祉部の山田でございます。4月の人事異動で代わってまいりまして、今日この会議自体が初めてですが、今度ともどうぞよろしくお願いいたします。

何をやっているかということですが、この委員会が所掌する地域福祉課をはじめとして、制

度福祉を統括する立場にあります。

直近の取組で言いますと、10月の広報でもご案内していますが、地域包括支援センター、芦屋では高齢者生活支援センターと呼びますが、4か所から5か所に増設いたしました。また広報等をご覧いただけたらと思います。

今日のお話の中で、連携が必要だという話が出てきましたが、芦屋市は確かに縦割りが残っている部分もありますが、そういうところを打破しようと日々努力しているところです。教育委員会の社会教育登録団体と連携しながら、通っていただける場所や居場所を皆さんにご紹介できるように、社会教育登録団体にご登録いただいている団体に対して、「ご紹介しませんか？」のようなことを今後は進めていく予定です。そのようなことを1つずつ進めながら、地域共生社会を進めていくという行政の大きな役割を遂行していきたいと思っております。

芦屋市は、市域も狭いので、本当に顔の見える関係だと思います。ただ、どこの市でも共通する人材の発掘や世代の交代、そのような課題は共通してありますので、会議などで皆さんと連携を取りながら、少しでも解決し地域共生社会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(浅田委員)

教育委員会学校支援課で取組を進めています浅田と申します。よろしくお願いします。

2点、お話しさせていただこうと思います。「支援」というキーワード、そしてもう一つ、「ネットワーク」というキーワードをもとにお話を進めさせていただきます。

まず「支援」というところで、うちは学校支援課になりますので、主に市長が掲げる「ちょうどの学び」、そして「ちょうどの学び」を達成するには、やはり子どもたちが安心して学校生活を過ごしていくということが大切になりますので、例えば、いじめ・不登校という問題に向き合っており、特に不登校に関しては、「のびのび学級」という施設をつくって、昨年度は44名のお子さんが通って、一人一人の社会的自立といいますか、自分の成長を遂げてくれています。そのほか、外国人の生徒の取組や教育相談としてチラシをつくって、保護者の方やお子様に直接相談をいただきながら対応を進めております。

「ネットワーク」という部分では、トライやるウィークをしており、今年とてもうれしかった出来事としては、トライやるウィークの事前学習で、学校の「総合的な学習」の時間に様々な福祉学習を進めた学校がありました。福祉に触れ合うことによって、子どもたちがトライやるウィークでも福祉分野の取組を進めたいと、これまで以上に割合が増えてきたという報告がございました。

また、当課は人権学習も進めていますので、そのような学校での取組をさらに充実させ、子どもたちが様々な学びを得て、将来社会の担い手として、今回取り上げられたテーマに貢献できることが一番大切なのかなと思っています。

今日お話を聞きまして、やはり学校は、地域の皆さんが集われる拠点としてふさわしいものかなと思っています。また、今、部活動の地域移行ということで、地域の皆さんのお力を借りて、何とか子どもたちのスポーツ活動を充実させていけないかというところになります。そのような拠点を含めた形で、いろいろな可能性を自分自身がこの会議で考えさせてもらい、協議させていただければと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。以上です。

(帰山委員)

社会福祉協議会の理事をしております。日頃、社会福祉協議会の職員の皆さんが、様々な世代の方々に、時にはきついお仕事もあると思いますが、笑顔を絶やさずに一生懸命頑張ってくださっているお姿に感謝の気持ちでいっぱいです。

社会福祉協議会のことについては、先ほど十分お話していただきましたし、私自身も勉強中

ですので、私個人の活動になりますが、福祉推進委員を17年させていただいて、私が携わっている芦屋のボランティアは、防犯協会や朝日ヶ丘コムスク、更生保護女性会、朝日ヶ丘町自治会役員など、芦屋で子どもたちを成長させていただいた恩返しの気持ちで毎日暮らさせていただいております。

社会福祉協議会に、市民に手作りの布おもちゃを貸し出すシステムがありますが、そのおもちゃを手作りして修繕している「あしやおもちゃ工場」という団体があり、毎週そこに集まって布おもちゃをつくるのですが、メンバーの中に90歳を超えた方が2人いらっしゃいます。

更生保護女性会でも80歳代後半になられた方が、幼稚園でのお茶会の開催、市内の小学校での福祉学習で車椅子やアイマスクなどの体験のときのリーダーになって、元気でボランティア活動をされておられる姿を見て、いくつになっても個人の持っている得意な分野を活かして社会に貢献できる、そのような場をこの場で皆さんにいろいろ教えていただきながら、私も考えていけたらいいなと思います。

そして、ここに来て、改めて連携は本当に大事なことで、素晴らしいことだなと思いました。様々な団体が連携して、パワーアップして、福祉に対する優しい気持ちが市内に満ちあふれるような、そんなことをここで学ばせていただけたらと思っています。以上です。

(笠谷委員)

笠谷工務店の笠谷と申します。

当社は、業平町で建築の設計と施工をしております。今年で創業118年になります。

今日は、民間企業はうちだけなのかなと思いながら名簿を拝見していました。何でお声がけいただいたのかなと振り返ってみまして、現在当社で、生活困窮者の方の支援と言いますか、月に1回会社に来ていただいて、当社のビルの植栽のお手入れのお手伝いをしていただいております。この1年か2年ぐらい、やっていただいています。月に1回1時間やっていただいて、それに対して労働の対価として、お金をいただいております。それも最初は少し調整させていただいて、お金を渡すのはどうなのかなということもありましたが、ただ単に作業するというだけではなくて、働くということは、そこに労働の対価がついて初めて働くということになると思ったので、報酬を払わせてくださいということで、やっていただいております。

昨年の7月から、芦屋市の道路・公園の包括管理の仕事を当社で請け負っており、今は業平公園の花壇のお手入れを生活困窮者の方にやっていただいています。今は外での仕事だけですが、書類の整理など部屋の中でできるようなこともやっていただけないかなと計画をしているところです。

今日の会議を伺っていましたが、全て福祉というテーマでお話が展開されており、私にはとても難しくて、いろいろ勉強していかないといけないのかなと改めて思いました。組織がたくさん登場しているというのと、役割が細かく分かれていたり、区分けが分かれていたり、とてもきめ細かな感じがしましたが、私にとっては、とても複雑に感じまして、その分かりやすさというところを勉強していきたいなと思いました。以上です。

(竹迫委員)

ナルクです。ナルクというのは、日本アクティブライフクラブというところから来ていて、NALCというところからナルクになっています。これは全国組織のボランティア団体で、77拠点、全国に持っており、ナルク芦屋は、会員が8月末現在で206名、142世帯です。広報紙を配っておりますので、参考にいただければと思っています。

基本は、会員同士の助け合いから始まって、現在26年目になっています。表紙ですが、安心つながる地域と合同ミーティングということで、いつも総会の前に、今どんな暮らしをされているか、どんなことで困っているかなど、アンケートをとっており、下の助け合い意向とい

うところで、買い物代行とか、自分がしてほしいか、あるいは自分が提供できるか、あるいは将来的にしてもらえるかという問いにお答えいただいております。会員同士で助け合ったときにポイント制というのをつくっており、大体1時間で1ポイント、それを貯めて、自分が困ってきたときにそのポイントを使って助けてもらうというようなグループです。

ボランティア団体ですので、会員同士のつながりというのがありますが、エルホームの売店の運営を任されており、売店の当番をしていただくことでポイントもたまるといようなこととしております。

そのほか、エルホームやその他の高齢者施設のボランティア活動もさせていただいています。エルホームでは、入所されている方の髪を乾かす髪乾燥やイベントのボランティアスタッフなどもしております。社会福祉協議会のボランティア団体グループにも入っておりますので、お声がかかれば対応できるように、皆さんに声かけをして参加していただいております。

市内では4ブロックあり、各ブロックで年3回程度、お花見やランチなどをやっております。ボランティアをするだけでなく、会員同士がつながり合うことで、おうちでひきこもってしまったたりすることがないように、できるだけたくさんの人と触れ合うように、バスツアーや新年会などをして、会員同士の交流も深めております。

(富久委員)

ボランティアグループカワセミの富久と申します。

私たちは完全なボランティアグループで、まちづくりの一番底辺で、いろいろな意見が拾えるかなと思い、その上の組織のところに顔を出してみたいなという思いもあって来ました。私たちは本当に地域の中の1点であって、その1点がたくさん集まって線になり、面になり、芦屋市の福祉が少しでも向上すればいいのかなと思っております。

カワセミは、シーサイドタウンにある潮見集会所で行っております。月2回、10時に集まって12時には解散するというグループです。一番大きな問題は、会場費が高かったり、ボランティアの人が集まってくれなかったり、それは地域の人たちが集まりますから、みんなにお願いし合って、できる人がするという感じで、誰がボランティアかというのが分かりづらいという、責任は誰かが持つと思いますが、来た人が何かをしようという感じで運営しております。

今日もその中で話がありましたが、西浜公園の清掃を楽しむ会が今年度で活動を終わられるそうです。その会では、秋にいつも紅葉コンサートをされ、地域にある潮見中学校の吹奏楽部の人たちを呼んで、その広場で演奏してもらうというのを年間行事の1つとしてされています。「今年で最後です」「みんなに周知しておいてください」とポスターを持ってこられました。私たちがちょうど集まっていたので、私たちがその活動を引き継いでいったらどうだろうと提案しました。すると、男性が私たちのグループには何人かいて、責任のある仕事することに非常にいきいきとされるという男性の特性があるようで、市との交渉等、当日は行けないと言われましたが、それまでのことをしておいてくれたら私たちがするからというようなことで、何とかうまくいけたらいいなと思いつつ、今日はちょうど活動日でしたが、帰ってきました。

また、地域に、緑保育所があるので、コロナで子どもたちをそのような場に呼べるかどうか、まだ先生にお話は聞いていませんが、子どもたちが西浜公園にお散歩に来たときに、開催日であれば、寄ってくれて、30分ほど一緒に交流してくれれば、元気が出るだろうと地域の人たちのことを考えながら活動しております。どうぞよろしくお願いします。

(松本副委員長)

社会福祉法人ですが、なかなか当事者にならないと関わることのない団体で、「何かあったらよろしくお願いします」と言われますが、私の仕事上、「関わらないのが一番幸せですよ」

とお答えさせていただいております。

私もこの10年、社会福祉法人が地域にある意味とか、価値は何なのかというのをずっと考えてきました。というのも、悪くなってから福祉制度を利用される方が多くて、本当はもっと早く知り合って、そうなる前に関わっていると、これだけの専門職がいるのに、できたことがあるのではないかということで、時代的にも介護予防が始まり、当法人では、朝日ヶ丘に「コミュニティスペースふらっと」を数年前に設けました。ここで地域の方の活動を支えたり、我々ともう少し緩く関係性を持てたり、知り合うことでもっと長くご自宅で安心して暮らせるのではないかということで、今活動させていただいております。社会的処方という言葉がありますが、医療的な治療ではなく、いろいろなところに参加していただくことで元気になったり、安心したりというのも目指しているところです。

この10年、コミュニティスペースふらっとは笠谷工務店さんに設計もデザインもさせていただいて、非常に来やすい場所になっておりますが、そこで「助けたい人」の活動を募集すると、たくさん来られますが、「助けてほしい人」は集めても来なくて、このマッチングは非常に難しいということと、お一人暮らし、高齢者世帯、管理人さんがいないマンション、入り口が自動ドアで入れないマンションが芦屋市内の山手地区も増えており、地域の関係性が非常に難しいというのを日々実感しています。

また、ニュースにも出ている専門職の不足です。これも人口減少で難しいということもありますが、社会福祉法人としては、これからもっと地域との関わりを強めていきたいという中で、先ほどあったように子ども分野に専門職がなかなか関わっていないということもありますので、今年度は子ども分野に力を入れて、私達よりももう少し若い、現場に近いスタッフが実務者会で集まり、いろいろなイベントをやろうということを企画しておりますので、ぜひ楽しみにしててください。

また、今週末は朝日ヶ丘小学校の夏祭りで、フライドポテトと焼きそばを出しますので、ぜひ皆さん、お時間があれば遊びに来ていただければと思います。ありがとうございます。

(藤井委員長)

ありがとうございました。非常に多彩な委員さんで、今後が非常に楽しみです。

この会の運営は、行政の地域福祉推進の中の福祉のまちづくりの推進課題に対して皆さんがご審議いただくとともに、皆さんがまちづくりの主体でありますから、皆さんが今日おっしゃっていただいたような課題もこの委員会に持ち込んで、双方の中で審議を進めていければと思いますので、よろしくお願いします。

最後に言い残したことをお話ししたいと思います。まちづくりとか地域福祉活動がうまくいっているかどうかという試金石は簡単で、閉じているか開いているかです。要するに、議論は閉じる話ではなくて開く話を、みんなが開いて関わっていくという話を中心にできればいいかなというのが1点です。

それと最後、在る物の力を発揮するということです。これは個人的にも同じ話で、高齢化の進んだ団地の高齢者を地域包括支援センターが見守り登録をしたところ、「見守ってほしいですか」というのは4分の1ぐらいしか手を挙げないのですが、達人登録「できることありませんか」というのは7割ぐらいの人が出された。そんなものです。そちらのほうが人間は力が出てくる。

最初にかなり暗い課題を投げかけましたが、まちづくりも課題ばかり考えると気が滅入ります。実はもう一つの考え方で、イギリスではA B C Dモデルといって、アセット・ベース・コミュニティ・ディベロップメントといいますが、「アセット」というのは資産です。要するに地域に在る物や力、もう既にやれていることです。

このように課題が多い時代は、地域に溜まっている力を再発見して、つなげてさらに伸ばしていく、これが課題ですということのも必要かもしれませんが、芦屋って、こんなふうな力を持っ

ている、できていることがある、これをもっと伸ばしましょうとか、こういう連携をしていきましょうという、そういう方向で話ができればと思います。そのほうが明るい話、未来の話ができますので、よろしくお願いします。

これで今日の議題は終わりたいと思いますが、事務局から伝達事項等お願いします。

(事務局 吉川)

皆さん、本日はどうもありがとうございました。

これまで地域福祉とつながりのなかった団体の皆様にもお越しいただくことができまして、ここからネットワークが広がっていけばいいなと考えております。

次回、この委員会につきましては、来年2月、3月頃の実施を考えております。日程調整をさせていただきました後に皆様にお知らせをさせていただきますので、その際にはご出席賜りますようによりしくお願いいたします。以上で事務局からの連絡は終わります。

(藤井委員長)

それでは、閉会にしたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会